

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

### 奈良県人事委員会規則第十九号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一項中「。以下「感染症予防法」という。」を削り、「により、次のいずれかに該当することとなった」を「のまん延の防止等のために必要な場合として人事委員会が定める」に改め、同項アからウまでを削る。

### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。